

第783回教育委員会会議録

日時

平成28年11月21日（月）午後2時

場所

西中学校 会議室

出席者

1番 教育長 勝又 将雄

3番 委員 福島 東

5番 委員 勝又 綾子

2番 委員

4番 委員

6番 委員

勝又 英和

芹澤 えつ子

佐藤 朋裕

陪席者

教育部長

学校教育課長

学校給食課長

教育総務課課長補佐

学校教育課副参事

教育総務課長

社会教育課長

人事課長

人事課長補佐

東小学校校長

傍聴者

2人

事務局

教育総務課課長補佐

教育総務課主事

議事

- | | |
|------------|--|
| 御教報第 5 1 号 | 平成 2 8 年度御殿場市一般会計補正予算（第 3 号）について |
| 御教議第 5 2 号 | 御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 御教議第 5 3 号 | 御殿場市東山青少年広場条例の制定について |
| 御教議第 5 4 号 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する御殿場市職員対応要領の
制定について |
| 御教議第 5 5 号 | 御殿場市職員の懲戒処分に関する指針の一部改正について |
| 御教議第 5 6 号 | 平成 2 8 年度就学援助について |

開会

教育長

よろしくお願いします。

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

ただ今から、御殿場市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の委員会はお手元に配布しております日程により、進行いたしますのでご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。4番委員と5番委員にお願いいたします。

次に会期でありますので、本日1日間といたします。

なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしくお願いします。

教育長報告

10月21日 なかよし運動会

教育長

駿東地区全体で、持ち回りで実施しておりましたが、特別支援学級在籍の児童生徒数が大幅に増加して、中南駿と北駿に分けて実施しています。この行事も元々の趣旨がありますので、それを振り返り行事の持ち方を再検討していく段階になっています。人数が大幅に増えて、北駿だけでやってもなかなか大変な状況となっております。

10月23日 高根どんたく

教育長

高根地区の文化祭ですが、これ以外にもそれぞれの文化祭にお邪魔しておりますので、後程いくつか出てきますが、それぞれの地区の文化祭の質の高さを感じると同時に、まちづくりやひとづくりという言い方よりも、まちそだてやひとそだてという育ての段階を実感しました。

10月24日 部長連絡会 定例記者会見 行政課との打ち合わせ
午後・庁議 行革推進本部会

10月25日 部内打ち合わせ
午後・家庭教育学級（テレビ寺子屋収録）

教育長

家庭教育学級でのテレビ寺子屋の収録ありがとうございました。2本収録があつて、年が明けてからの放映になるでしょうが、よろしくお願ひします。

10月26日 御殿場西高等学校創立50周年記念式典

教育長

北駿唯一の私立学校ですが、御殿場高校から分かれた御殿場南高校ができ、それ以降に御殿場西高校ができ、なおかつ小山高校ができ、養護学校が御殿場特別支援学校として独立する流れのなかで、北駿地区を担わなければいけない状況というのを西高校の式典で感じました。

10月27日 幼児防災交通パレード
午後・北駿音楽会（中学校の部）

10月28日 午後・北駿音楽会（小学校の部）

教育長

今年初めて中学校と小学校の両方の部に出ることができましたが、90回目記念というこ

とで、市長のあいさつも設定され、節目のセレモニーとしてはそれなりのことができたかと思えます。地元紙が協力してくれて、日刊静岡でしょうか。一面を使ってこの特集を組んでくれておりました。

10月29日 文科省・次期学習指導要領改訂講演会

教育長

これについては別の報告をしてありますので、お読み願いたいと思います。2020年東京オリンピックの年から小学校学習指導要領の本格実施になっていきますので、どういう方向に流れるの模索をしています。特に中教審で検討している内容を小出しにしているので、今回聞いたのは、文科省初等中等教育局の教育課程企画室長という肩書の方のお話でした。またお隣に2人視学官がいて、この3人ともが教育課程審議会に出ておられる方々なので、そこでのお話というのを聞きました。キーワードの一つで、社会に開かれた教育課程という文言が、これからあちらこちらに出てくるだろうなと思います。学校は、地域の中での存在として発信していかなければいけないという方向で、問われていくのだろうと思います。

10月31日 部長等連絡会 来客対応
夕刻・部内打ち合わせ
夜・学校給食課長・実母葬儀通夜参列

11月1日 財産区連絡協議会
夜・駿東地区（2市3町）教育長会

教育長

ここで2市3町の教育長会を開きましたが、そろそろこの時期から県費負担教職員の人事関係の作業に入りますので、その打ち合わせをしました。

11月2日 中央青少年交流の家所長来庁・懇談

11月3日 文化の日
完走チャレンジマラソン
図書館祭り

教育長

市子連の主催の事業につきましては、年間5回ほど顔出ししています。その内の一つですが、これも次年度以降の教育課程が変わる中で、場合によると小学校の各学校の対応としてどんな形で自主的な参加を盛り上げるかということも話題になってくるように思います。

同じ日に図書館祭りがありましたが、親子連れの姿が多くてなかなかの賑わいを見せてくれましたが、PRの仕方等もこれからの課題かなと思いつつ、場合によるとリサイクル本の提供も知らない市民の方もいるのかなという思いで見っていました。

11月4日 市内校長会
地域社会貢献褒賞・技能功労章授与式
市役所職員2・4・6年研修
2・4・6年職員との懇親会

教育長

市役所職員の2・4・6年の研修というものがあまして、三役が講話の場を持ったのですが、与えられた時間が10分だったため、その中で島根県益田市の合宿自動車学校の話と京都府綾部市のグンゼという会社の話を中心にさせていただきました。

11月5日 御殿場ロータリークラブ創立50周年記念式典

教育長

ロータリークラブは、長く教員の海外派遣研修をしてくださいました。当日も派遣研修制度で行った先生方が何人か参加してくださり、記念講演ではその中でニューヨークで研修してきた先生の講演会でありました。質が高くて、あの話は別の機会にもしやべってもらいたいと思うような内容の濃い講演会だったと個人的には思いました。

11月6日 御殿場報徳文化祭

教育長

先ほども申し上げましたが、いくつかの文化祭に出ています。高根どんたくとは、また違った形で報徳の精神をそのまま表に出しているところがありますので、特色の違いがあるなと思っております。

11月7日 部長連絡会

11月8日 部内打ち合わせ 教育総務課との打ち合わせ
3市3町職員研修会

教育長

スルガ銀行の社長さんの講演を聞いてきましたが、発想がやっぱり企業の人たちは違うなという思いで聞かせてもらいました。

11月9日 静東教育事務所の2市3町教育長会への訪問
午後・御殿場南高校訪問・校長と面談

教育長

あえて書かせていただきましたが、南高校へ行って校長先生と面談してきました。北駿地区内の高等学校の校長先生方と意見交換しています。御殿場市の幼小中の連携一貫と同時に義務教育を出た後の3年間で90%以上が進学している状況ですので、高校で3年間で学んだ子どもたちが社会へ出たり、あるいは大学へ行くという後に、社会人としてどのくらい地元に戻ってくるのかという展望を含めて情報交換をしているところです。私自身は18歳まで一貫教育を意識しなければならないなというように思っています。

11月10日 文化財審議会
園長会
教職員組合駿東支部との教育懇談会

教育長

文化財の審議会についてですが、1回目は所用で出られなかったのですが、2回目に出させてもらって話をしました。博物館の設立を早期実現してもらいたいというのが協議事項の案件でしたので、それについて言及いたしました。文化として、ここに住む限りはどのような方向で自分たちの先人のあゆみを残していくのか、それに対してどういう誇りを持つのかという意味合いでいけば、図書館であるとか博物館であるとかは、その町に有るか無いかということだけで文化度が計られるという厳しさがあります。これは前向きに考えていかなければいけないだろうなということで、書かせていただきました。

教職員組合であります、交渉は県費負担ですから県とやらないといけないですが、私たちは教育懇談会という形でやらせてもらっています。多忙化解消と不祥事根絶と健康管理という県教委からの指導が入っているわけですが、これらを中心に様々な教育活動と教育展望の意見交換をする場とさせてもらいました。

11月12日 玉穂フェスタ（2日間の文化祭の初日）

教育長

玉穂の文化祭ですが、正式にいうと夢フェスタ玉穂です。二日間の内の初日に行きました。夜の部になりますが、市長と財産区議長と私が挨拶をするという場面でした。

11月14日 部長等連絡会 環境管理システム本部会
庁議
教頭・教務主任合同研修会（資料提供のみ）

11月15日 会計実施検査対応
市議会全員協議会
部内打ち合わせ

11月16日 第2回総合教育会議

教育長

16日の総合教育会議については、色々ご苦労さまでございました。中身については言及いたしません。たくさんの方が見えられて、地元の新聞の記事にもなっていました。

11月17日 駿東地区学校保健研究大会

教育長

当番校が御殿場市でしたので、出向いて挨拶してきました。駿東地区の学校保健については、長い間ご指導されている経緯がありまして、お医者さまが絡んで色々なことをやってい

る意味では、御殿場市はかなり先端を行っているのではないかなと思います。今月ありますが、専門相談員制度というものがあまして、専門の医師が校医さんとは違った立場におられるお医者さま方が、学校の子どもたちの健康面について積極的に関与してくれるという意味合いの制度は、静岡県下でも唯一だと思っています。

11月18日 富士岡幼稚園公開保育参観

教育長

公開保育については、なるだけ見たいと思いつつも今年はこの公開保育で2回目で、もう少し足を運べるようなスケジュール調整をしたいと思っています。

11月19日 御殿場市立南中学校創立40周年記念式典

教育長

50周年や100周年の区切りは行政も関与しておりますが、10年刻みの式典については相対的にいくと学校内の子ども中心の式典とするのが多くの学校ですので、実は前日の18日には御殿場小学校が130周年をやっていて、基本的には学校主催でやらないとキャパとして全員の児童が体育館に集まらないという現状があるので、学校によって持ち方が違うと認識していただければいいのかなと思います。

少し丁寧に報告させてもらいました。よろしくをお願いします。

議事

教育長

それでは、始めに当局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。16日の総合教育会議ですが、委員の皆様ありがとうございました。今回は学校評議員さんと校長先生に多数傍聴いただきありがとうございます。

本日は委員の皆様、いつもは新しい建物を見てもらうことが多いですが、これから改築を予定している西中の校舎敷地について、建設前の状況を見ていただきたいということで、会場をこちらで教育委員会を設定したものです。また学校施設に限らず、学校給食センターや図書館などの老朽化施設の改築改修が、一番大変なのは予算の面ですが、このあたりを教育委員会の大きな課題と考えているところです。

本日は議案6件、協議報告事項3件となっております。よろしくお願いします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第51号

平成28年度御殿場市一般会計補正予算（第3号）について

教育長

それでは、御教議第51号「平成28年度御殿場市一般会計補正予算（第3号）について」を議題と致します。

教育総務課長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

今回の補正は、3課に関係いたしますが、初めに教育総務課関係について説明させていただきます。なお、職員の人事異動等に伴う人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

議案資料の補正予算書21ページ・22ページをお開き下さい。

はじめに、2項1目の学校管理費の説明欄1の施設維持補修費は、来年度、御殿場小学校の普通学級が2クラス増となり、給食配膳用ワゴンや給食搬入コンテナが増え、給食受領室の作業スペースが不足することから、今年度内に改修し、新年度に備えるため修繕料を計上するものです。

説明欄2の①施設備品購入経費は、来年度、御殿場小学校の普通学級の2クラス増に対応するため、また、富士岡小学校で児童の使う机・椅子の一部に体格に合わないものがあるため、学校運営に必要な備品購入費を計上するものです。

その他、御殿場小学校プール改築事業及び神山小学校校舎改修事業において財源更正を行っております。その内容ですが、御殿場小学校プール改築事業につきまして、国庫補助金の増による財産区繰入金と市債の減、教育振興のために頂いた寄附金と県交付金の追加によるものです。また、神山小学校校舎改築事業につきまして、国庫補助金の減に伴う市債の増により財源更正を行っております。

次に2目の教育振興費は、御殿場小学校の現1年生が1クラス増となったこと及び特別支援学級の学習環境を整えるため、また、来年度、御殿場南小学校において特別支援学級が1クラス増となることから、教材備品購入費を計上するものです。

次に3項1目の学校管理費の説明欄1の①施設備品購入経費は、教育振興のために頂いた寄附を、寄附者の意向に沿い、御殿場中学校の教材備品購入費に充てるものです。

②の中学校環境整備事業は、原里中学校正門西側の隣接住宅へ、部活動中、野球の打球が頻繁に飛び込み生活に支障が出ていることから、居住者の安全確保のため、隣接住宅と学校敷地の境界に新たに防球ネットを設置するものです。

以上、教育総務課関係の説明とさせていただきます。

社会教育課長

それでは、23ページの社会教育費の文化財費についてですが、賃金を29万3千円増額させていただきました。

こちらは、12月に樹空の森で開催する阿部正直博士没後50年記念展の展示準備等のた

め、及び1月に市民会館で行う徳川氏御殿造営400年記念展に関する調査等のため、いずれも臨時職員賃金の必要額を増額するものです。

学校給食課長

続きまして、学校給食課の関係について説明いたします。23、24ページをお願いいたします。人件費の関係は、省略させていただきまして、25、26ページをお願いいたします。

施設管理費の2の①施設維持管理費につきましては、来年度、御殿場小学校が2クラス増となることや、西中の特別支援学級の増設により給配用コンテナ2台を追加購入させていただくものです。それから、西学校給食センター管内で使用しているご飯椀及び汁椀が10年以上の使用しているもので損耗が激しい、あるいは汚れが落ちなくなっているため、今年度中に交換し新年度からの使用に備えるものでございます。

それから、2の②施設維持補修費は、追加購入する給配用コンテナ2台分のコンテナ室蒸気吹き出し口増設のための修繕に要する経費でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第51号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めません。

教育長

質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第51号「平成28年度御殿場市一般会計補正予算(第3号)について」を原案どおりに承認することに決しました。

御教議第 5 2 号 御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長

それでは、御教議第 5 2 号「御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

教育総務課長

それでは、ただいま議題となりました御教議第 5 2 号につきまして、内容の説明をいたします。議案書の 28 ページをお願いします。

本案は、平成 29 年度御殿場市組織機構改革に伴い、現在、教育委員会の職務権限の特例として市長部局に事務移管されている、学校体育を除くスポーツに関する事務、及び文化財保護を除く文化に関する事務の 2 つの事務のうち、文化財保護を除く文化に関する事務を市長部局から教育委員会に戻すための一部改正条例の制定について、教育委員会としての意見を決定していただくため、審議をお願いするものです。

それでは、始めに、教育委員会の職務権限の特例と組織機構改革等の概要についてご説明いたします。議案書の 33 ページをお願いします。

1 に記載しておりますが、教育委員会の職務権限の特例とは、教育委員会が担任する事務のうち、学校体育を除くスポーツに関する事務と、文化財保護を除く文化に関する事務を市長部局に移管することを言います。事務移管の方法は、移管する事務を規定した条例を制定し公布施行するというものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規程により、市長は、議会の議決が必要となる議案を作成する際は、教育委員会の意見を聴かなければならないものとされており、議会は、職務権限の特例に関する条例の制定及び改廃の際は、教育委員会の意見を聴かなければならないものとされています。

このことから、平成 29 年度に予定されている組織機構改革に伴い、文化財保護を除く文化に関する事務を教育委員会に戻すに当たって、市長が、御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を市議会 12 月議会に提出予定のため、市長から教育委員会の意見を求められているというものです。なお、実際に、この一部改正条例が議会において審議される場合は、議会からも意見を求められることとなります。

次に、2 の平成 22 年度の組織機構改革と、その際に制定された御殿場市教育委員会の職務権限に関する条例に対する、教育委員会の意見についてご説明します。

図でお示ししておりますが、平成 22 年度の組織機構改革は、平成 21 年当時、社会教育課にあった文化スタッフと体育振興スタッフの事務のうち、文化財保護を除く文化に関する事務とスポーツに関する事務を、市長部局に新設された文化スポーツ課に移管するというものでした。その際に制定された、御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例に対する市長及び議会への教育委員会の意見は、抜粋ですが、資料に記載のとおりとなっております。

次に3の平成29年度組織機構改革についてご説明します。教育委員会に係る組織機構改革としましては市長部局の文化スポーツ課が廃止され、文化振興スタッフを文化スタッフとして社会教育課に設置するとともに、スポーツ振興スタッフを市民スポーツスタッフとして、新設されるスポーツ交流課に設置するものとなっております。これにより、平成22年度に市長部局に事務移管された文化財保護を除く文化に関する事務が、教育委員会の担当事務として戻ってくる環境が整うこととなります。なお、学校体育を除くスポーツに関する事務は、引き続き、市長部局が管理執行することとなります。

以上が、教育委員会の職務権限の特例と組織機構改革等の概要となります。

次に、一部改正条例の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、31ページと32ページをお願いします。一本線のアンダーラインの箇所は文言を改めるもの又は加えるものとなっております、二本線のアンダーラインの箇所は、その文言を削るものとなっております。

したがって、平成22年度以降、市長部局に事務移管されていた学校体育を除くスポーツに関する事務と文化財保護を除く文化に関する事務のうち、平成29年度からは、学校体育を除くスポーツに関する事務のみを市長部局に残し、文化財保護を除く文化に関する事務が教育委員会の事務として帰ってくるという改正内容となっております。

次に、29ページをお願いします。こちらは、今回の組織機構改革に伴う職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての、教育委員会の意見（案）となっておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、34ページには、平成29年度御殿場市組織機構改革の比較図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第52号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第52号「御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおりに承認することに決しました。

御教議第53号 御殿場市東山青少年広場条例の制定について

教育長

次に、御教議第53号「御殿場市東山青少年広場条例の制定について」を議題と致します。

社会教育課長

それでは、御教議第53号につきましてご説明させていただきます。

東山にありました青少年会館が老朽化によりまして、50年の歴史を閉じました。防衛8条の国の補助金のメニューを使いまして、更に御殿場財産区の支援を受けまして、青少年の健全育成、また地元東山区の防災力強化に資するため、青少年広場を来年3月17日までの予定で現在建設中でございます。

広場には120メートルのヘリポートとして使用可能なグラウンド、芝生の自由広場、炊事棟、野外炊飯場がございます。

本案は、この条例案につきまして、ご意見を伺うものです。

第3条をご覧ください。指定管理者を想定しております。また、第5条では利用期間、利用時間及び休日等を別表1に定めております。

次のページをご覧ください。第11条には利用料金を定めております。なお、条例は12月議会に上程し、その後1月に指定管理者設定委員会を行う予定です。

また、42ページから44ページに関しましては、施行規則を記載しております。こちらは利用承認等の申請や取り消し、料金の減免、還付等を規定しております。

45ページから50ページまでは、各申請書等の書式の様式を載せております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

教育長

ただ今、御教議第53号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

勝又綾子委員

ここは市民の誰もが利用していいのでしょうか。

社会教育課長

はい、そうです。

勝又綾子委員

子ども交流センターでしょうか、バスが往来していますが、そのような交通の便はあるのでしょうか。

社会教育課長

こちらは、その性格上、特定のボーイスカウトや子ども会などのグループの使用を主なものに考えておきまして、一般の方々にバスを往来するというのは今のところ考えておりません。

あとは地元の方がウォーキングしたり、徒歩圏内の使用を想定しています。

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第53号「御殿場市東山青少年広場条例」を原案どおりに承認することに決しました。

御教議第54号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する御殿場市職員対応要領の制定について

教育長

次に、御教議第54号「障害を理由とする差別の解消の推進に関する御殿場市職員対応要領の制定について」を議題と致します。

人事課長

御教議第54号、及び第55号につきましては、人事課の方で原案を作成していることから、説明させていただきます。

議案書63ページをご覧ください。

要領策定の経緯としまして、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が本年4月に施行され、障害者基本法第4条で規定されている「差別の禁止」を具現化することとされました。この法律の中で、地方公共団体は職員が適切に対応するための対応要領を策定することが努力義務として定められていることから、御殿場市職員の対応要領を策定するものです。

参考として「障害者基本法」と「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の関係条項を添付させていただいております。

それでは、要領の説明をいたします。53ページをお願いします。

本要領は第6条までの構成になっておりまして、第1条は、目的です。ここの4行目から5行目にかけてですが、この要領の対象者として、御殿場市職員（臨時職員および御殿場市立学校に所属する県費負担職員を含む）とし、県の教育委員会の職員も含むこととしています。第2条は不当な差別的取扱いをすることによる権利利益の侵害の禁止、第3条は合理的配慮の提供の義務、第4条は監督者の責務、第5条は相談体制の整備、第6条は職員に対して、差別解消推進のための研修・啓発の実施について規定しております。

続きまして、55ページからは対応要領の別紙として留意事項を記載しています。これは対応要領第2条（不当な差別的取扱いの禁止）、および第3条（合理的配慮の提供）の中に「別紙に定める留意事項」として定義付けているものです。

この留意事項は8つの章で構成されています。

「第1 対象となる障害者」は対応要領の対象となる障害者について定義付けをしています。

続きまして、56ページの「第2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方」でございますが、基本的な考え方として、正当な理由なく障害者を差別することを禁止するものであり、障害者のために特別な措置をすることは不当な取り扱いではないことが書かれています。

続きまして、「第3 正当な理由の判断の視点」は、第2章で出てきました正当な理由についての考え方を示したものです。

「第4 不当な差別的取扱いの具体例」ですが、57ページの上段にいくつかの具体例を示しています。

「第5 合理的配慮の基本的な考え方」ですが基本的な考え方として、1から5までの対応を示しております。

58ページ下段の「第6 過重な負担の基本的な考え方」では、過重な負担を安易に拡大解釈しないこと及び過重な負担であると判断した時には十分な説明を行うことが示されています。

59ページ「第7 合理的配慮の具体例」では、様々な場面における配慮の具体例を示しています。

61ページ「第8 実務における参考事項」では、1として講演会等における留意事項と2として市に権限移譲されている事務について、民間の事業者が障害者差別解消のための対応をしなかった場合には市が民間事業者に報告を求めたり、指導をする場合があることを記載しています。

最後に、3として様々な障害に対する合理的な配慮の具体例が内閣府及び厚生労働省のホームページで公開されているためURLを記載しました。

以上が対応要領についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第54号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

教育の現場の中にも、そういう障害の関係については、様々な発想を含めて入ってきています。特に、先ほど説明があった合理的配慮という用語はキーワードとして説明されている状況にありますので、市の取り組みと教育委員会のやっていることが全く乖離しているわけではないので、同一歩調でいることについては認識しているところでございます。

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第54号「障害を理由とする差別の解消の推進に関する御殿場市職員対応要領の制定について」を原案どおりに承認することに決しました。

御教議第 5 5 号 御殿場市職員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

教育長

次に、御教議第 5 5 号「御殿場市職員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」を議題と致します。

人事課長

御殿場市教育委員会では、懲戒処分の指針を制定しておらず、通常、教育委員会の市費負担職員に非違行為があった場合は、教育委員会から依頼を受け、まずは市の懲戒処分等審査委員会で処分の内容を審議し、結果を教育長へ回答し、それを参考に教育委員会で処分を行うこととなります。その時の懲戒処分等審査委員会で審査の基準となるのが、この懲戒処分に関する指針となります。74 ページの資料をお開きください。

本市の「懲戒処分に関する指針」は、人事院が作成している国家公務員に係る懲戒処分の指針を参考にしております。今般、人事院が指針の一部改正を行ったことに伴い、市の指針の改正をおこなうものです。

併せて、パワーハラスメントにつきまして、国の懲戒処分の指針には掲載しておりませんが、本市として、パワハラ防止のため、その抑止力とすべく、懲戒処分の指針に規定をするものです。

それでは、指針の説明をさせていただきます。65 ページをお開きください。

一部改正となりますので、変更箇所には下線を引いてあります。

ここで、資料の訂正をお願いします。65 ページ中段の“第3 非違行為の種類等”のところでは、“懲戒処分の対象となる非違行為”とあるのを、“懲戒処分の対象となる代表的な非違行為”とし、「代表的な」を加えていただき、次の“当該行為に係る懲戒処分の種類”とあるのを、“当該行為に係る標準的な懲戒処分の種類”とし、「標準的な」を加えていただきますよう、訂正願います。

この非違行為の種類等につきましては、下線部の文言を追加させていただきました。

追加の理由としましては、御殿場市の指針では、非違行為の種類を定義していますが、国家公務員の場合はあくまでこの非違行為を例として掲げた形式をとっており、例に掲げられていない非違行為についても懲戒処分の対象となり得るとの表現がされておりますことから、御殿場市の指針においても、その他の非違行為についても懲戒処分指針の対象とできるような一文を追加し、先ほど訂正していただいた通り、ここに掲げる行為を代表的な非違行為とするものです。

もう1か所訂正をお願いします。同じ箇所、一般サービス関係、(1) 欠勤、アのところです。10 日以上となっているのを、10 日以内に訂正をお願いします。

続きまして、66 ページをお願いします。

(9) 秘密漏えいに関する記載でございますが、「故意に」の表現を追加するとともに、不正な利益を目的とした場合やセキュリティ対策を怠った場合にも懲戒処分となることを追加しました。

続きまして67ページをお願いします。

こちらにパワーハラスメントを規定しました。パワーハラスメントを「職務上の地位や権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的な苦痛を与え、あるいは職場環境を悪化させること」と定義し、パワハラにあたる行為をした職員に対し、セクハラと同等の処分を規定しました。

昨今、パワハラに関する事例は全国で多数発生し、本市でもパワハラに該当しかねないような案件が、人事課や心の健康相談においてよせられていることを鑑み、追加したものです。

続きまして69ページをお願いします。

以降は国家公務員の指針が見直されたことに伴う改正です。

(6) 横領の欄に遺失分や漂流物なども横領した場合には処分対象となることを追加しました。

(10) 麻薬等の所持等でございますが、こちらは危険薬物を列記し、また譲渡した場合にも処分となることを追加しました。

(14) 痴漢行為は今までは、公共の乗物等となっていたものに「公共の場所」を追加しました。

(16) 盗撮行為については、新たに規定をするものです。

以上が改正点でございますが、75ページから78ページには新旧対照表を添付しました。

81ページから、パワーハラスメントについて、まずは職員の皆様にパワハラについて理解していただき、パワハラ防止対策を講ずるためのハンドブックを作成し、添付しました。このハンドブックは国の人事院で策定したパワハラ防止ハンドブックを参考に、パワハラのご概念や防止するための留意点、相談体制などを記したものです。懲戒処分指針の改正とともに職員に周知し、万が一にも懲戒処分の対象とならないようパワハラについて周知を図ってまいりたいと考えています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

教育長

ただ今、御教議第55号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

勝又英和委員

84ページの判断のポイントというところですが、読めば読むほど判断が難しくなってくるように受け取れてしまいます。セクハラの場合は相手が不快に感じるか否かということで判断しているようですが、パワハラの場合、ここに書いてありますように、受け手が不快と感じても業務上の正当な範囲で行われた場合には、パワハラに該当しない。けれども、指導する方が、感情的、高圧的、攻撃的に行われた場合などはパワハラになるということですよ。この場合のパワハラだと判断する人間というのは、パワハラを受けたという自覚をしている人間なのか、周りで見ている人間なのか、その辺りの判断が難しいと思うので補足で説明をお願いします。

人事課長

セクハラの場合は、受け手が不快に感じてセクハラになるということが謳われておりまして、パワハラの場合には、受け手が不快に感じて正当な指導の範囲内であれば、パワハラには当たらないということになっております。

ただし、上司と部下の場合、上司が部下に正当な指導をしたものであっても、周りが見てそれが明らかに行き過ぎでないかという判断になった場合には、パワハラに該当する場合があります。パワハラを受けたかどうかということは、指導を受けている本人でも周りの人でも相談することができます。相談員を指名しまして相談を受けるわけですが、相談員が本人ですとか上司等に聞き取り調査を行いまして、パワハラに当たるのではないかという時には懲戒処分等審査委員会でパワハラに該当するのかどうかを再度協議するという形になります。

おっしゃる通り、パワハラと指導は非常に難しい部分がありまして、89ページのところにも違いを示していたり、91ページの(2)からパワハラを起こさないためにということで、これらの例がパワハラになる場合があるという項目が書いてあります。このあたりを読んでいただいて、該当するかしないかの判断になるかと思えます。

100ページにチェックリストということで、自分で判断する際に参考となるようなものをつけさせていただいております。

まずは、職員にはこれを良く読んでいただいて、対応していただきたいと思っております。以上です。

勝又英和委員

チェックリストそのものでも判断が難しい部分があるから、かなりパワハラと認定するのも難しいのかなと思います。例えば、自分の子どもに対して、虐待なのかしつけなのかという傍から見た目と自分の言い分との違いと同じな気がします。ただ、チェックリストの資料の書き直しを執拗に命じていないかという部分などは、間違えていればどうしても言いたくもなるような気がします。間違いのない運用をぜひよろしくお願いします。

教育長

この辺りは前にも説明受けました時に、叱る方も叱られる方も日頃の人間性が問われてくるなというのを一つ思います。

もう一つは、教育的な言い方をして申し訳ないけども、怒鳴るといふのと叱るといふのは違うんですね。叱るといふ形だったら、パワハラに該当しないで一つの反省を求めて良くなっていくというもので、怒鳴って頭から高圧的にやることと叱るといふのは違うので、教育的な意味で言うと叱る方向でいけばパワハラには認定されないだろうと個人的には思いますが、ちょっとその辺りが微妙なので、行政的に文言を書けばこういう方向で落とさざるを得ないのかなと思います。もし教育の方でいうのなら、その辺りも加味して言うておかなければならないかなと思います。

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第55号「御殿場市職員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」を原案どおりに承認することに決しました。

御教議第56号 平成28年度就学援助について

教育長

次に、御教議第56号「平成28年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。

(秘密会)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第56号につきまして、内容説明をいたします。議案書の102ページをご覧ください。

(内容説明)

学校教育課副参事

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今御教議第56号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

それでは他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第56号「平成28年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

それでは秘密会を解き会議を続行します。
他に何かございますか。

教育長

他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 11 月定例会を閉会といたします。

午後 3 時 5 分閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

4 番委員

5 番委員
